

公用車貸出制度を ご活用ください

“まちづくり”や“地域の自主活動”を支援するため、市が所有している車を貸し出しする「公用車貸出制度」を平成21年度から行っています。

地域での環境美化、資源回収、道路維持、緑化推進活動などの地域活動にご活用してみませんか。

利用を希望される団体は、本庁コミュニティ課または各支所市民生活課に、下記の内容を確認の上、お申し込みください。

| 条件など | | | | | | |
|--------------|--|--------------|-----------|------------------|------------------|----|
| 貸出対象者 | 市内の地区コミュニティ協議会、自治会、公益法人などが対象です。 | | | | | |
| 貸し出しの対象となる活動 | 市内の道路・河川・公園・学校そのほか公共施設などの美化・清掃活動 | | | | | |
| | 防犯パトロール、資源回収活動 | | | | | |
| | 簡易な道路の維持または修繕作業 | | | | | |
| | 貸出対象団体が管理する花壇の整備 | | | | | |
| | そのほか市長が特に必要と認める活動 | | | | | |
| 貸出日時 | 土・日曜日および休日の8時30分から17時 (ただし、12月29日から1月3日は除きます) | | | | | |
| 申請時期 | 代表者が、貸出日の1カ月前から7日前までに、「薩摩川内市貸出公用車使用許可申請書兼誓約書」と運転者の免許証の写しを提出してください。(青色回転灯装備車で、青色防犯パトロールを行う場合は、実施者証の写しが必要) | | | | | |
| 申請窓口 | 本庁コミュニティ課または各支所市民生活課 | | | | | |
| 経費負担 | 無料です。 | | | | | |
| 貸し出しおよび返却 | 定められた保管場所で貸し出し、利用後、返却してください。運転日誌への記載および清掃を実施してください。 | | | | | |
| 利用可能な車両 | 貸出車両 | | | | | |
| | 貸出場所 | 青色回転灯装着車(AT) | トラック(2トン) | 軽トラック AT車 MT車 | 軽箱型バン AT車 MT車 | |
| | 本庁 | 2台 | | 1台 | 3台 | 1台 |
| | 樋脇支所 | 1台 | 1台 | | 1台 | 2台 |
| | 入来支所 | 1台 | 1台 | | | 2台 |
| | 東郷支所 | 1台 | | | 1台 | 1台 |
| | 祁答院支所 | 1台 | | | 1台 | 2台 |
| | 里支所 | 1台 | 1台 | | | 1台 |
| | 上甕支所 | 1台 | 1台 | | | |
| | 下甕支所 | 1台 | | | | |
| 鹿島支所 | 1台 | 1台 *1トン車 | | | | |
| 事故などによる損害賠償 | 使用時に事故などが発生した場合は、事故報告書などを提出してください。損害賠償が生じた場合は、市が加入している損害保険を適用します。ただし、損害保険の範囲を超える損害などは、使用者負担となります。 | | | | | |
| その他 | 川内クリーンセンターは、土・日曜日は休みです(第2日曜日を除く)。ごみなどを処分される場合はご配慮ください。 | | | | | |



【問合せ】=本庁コミュニティ課 ☎(23)5111(内線4613・4614)および各支所市民生活課

国民年金の届け出はお済みですか？

日本に住所がある人は、20歳から60歳までの40年間、誰もが国民年金に加入します。40年の間には、就職や退職、結婚など、さまざまな節目が訪れます。これによって、国民年金の加入の種類や保険料の納め方も変わりますので、その都度、届け出が必要になります。届け出を忘れると、将来受ける年金額が減額になったり、受けられなくなる場合がありますので、忘れずに届け出ましょう。

こんなときには手続きが必要です！

| こんなときは | どうする | 届け出先 |
|---------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 20歳になったとき (厚生年金や共済組合の加入者を除く) | 国民年金に加入の手続きをする | 本庁市民課および各支所市民生活課 |
| 会社などに就職したら | 厚生年金に加入の手続きをする (第2号被保険者への加入) | 勤務先 |
| 会社などを退職したとき | 第1号被保険者への種別変更 | 本庁市民課および各支所市民生活課 |
| 結婚や退職で配偶者の扶養になったとき | 第3号被保険者への種別変更 | 配偶者の勤務先 |
| 配偶者の扶養から外れたとき | 第1号被保険者への種別変更 | 本庁市民課および各支所市民生活課 |
| 配偶者が会社を変わったとき | 第3号被保険者の種別変更 | 配偶者の勤務先 |

国民年金保険料の額は？

| 第1号被保険者の保険料 | 月 額 | 付加保険料月額 |
|-------------|-----------------|---------------------|
| | 15,100円(平成22年度) | 400円(第1号被保険者で希望する方) |

国民年金保険料の納付が困難な時には…

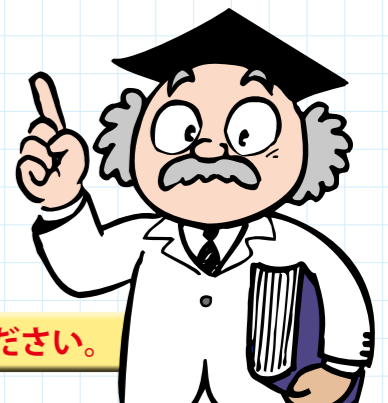
経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により所得に応じて保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」がありますので、まずはご相談ください。

国民年金の請求をお忘れではありませんか？

例えば…

- ◇年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方
70歳になっても年金は自動的に支払われないので、受け取りを開始するためには年金の請求手続きが必要です。
- ◇厚生年金受給中の65歳以上の方
老齢厚生年金は支払われていても、老齢基礎年金は自動的に支払われないので、新たに請求手続きが必要です。

お心当たりの方は、川内年金事務所へご相談ください。



【問合せ】=本庁市民課 ☎(23)5111(内線2544、2545)または各支所市民生活課、川内年金事務所 ☎(22)5276

